

保育所等の職員による虐待事案が発生した場合の報告について

（1）概要

2025年（令和7年）10月改正児童福祉法により、虐待の早期発見と子どもの安全確保及び適切な保育環境の維持を目的として、保育所等の職員が入所する児童等に暴行等を加える行為など、いわゆる被措置児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに都道府県または市町村に通報することが義務付けられました。

また、通報を受けた都道府県または市町村は、事実確認や保育所等への指導等の措置を講じた場合には、児童福祉審議会等へ報告しなければならないとされました。

（2）所管行政庁（市）の対応

虐待の通報があった場合、所管行政庁の対応フローについては、次のとおりとする。

- ア 情報収集・事実確認
- イ 虐待の有無の判断・指導等の方針決定
- ウ 安全確保措置の実施・子どもに対する支援
- エ 児童福祉審議会等への報告
- オ 県への報告

（3）児童福祉審議会等への報告事項

- ア 通報等がなされた保育所等の情報（名称、所在地、施設種別等）
- イ 虐待を受けた（または受けたと思われる）子どもの状況（性別、年齢、心身の状況）
- ウ 確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
- エ 虐待を行った施設職員等の名前、年齢、職種
- オ 所管行政庁において行った対応の内容
- カ 虐待があった保育所等において改善措置が行われている場合にはその内容

正 誤 表

保育所等の職員による虐待事案が発生した場合の報告について

(1) 概要

- (誤) 保育所等の職員が虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合、
- (正) 保育所等の職員が入所する児童等に暴行等を加える行為など、いわゆる被措置児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、